

公文書館専門職員養成課程

— 評価・選別論 総合討議 —

イアン・E・ウィルソン（カナダ国立図書館公文書館長）

スティーブ・スタッキー（オーストラリア国立公文書館副館長）

——（司会）皆さんから10枚におよぶ質問ペーパーをいただきましたので、これを少し整理してご質問をし、お答えいただきながら、また議論をしたいと思います。途中で必要でしたら、挙手をいただければご指名しますのでよろしく願いいたします。評価・選別について最初のほうで扱い、その他の質問については後半にということをお願いいたします。まず一つ目は、マクロアプレーザルについてです。マクロアプレーザルは具体的にはどのような作業をされるのでしょうか。また実施する上で困難点はあるのでしょうか。

——（スタッキー）はい、多くの問題に遭遇します。そういった問題の特に多くは、いわゆる伝統的なアーキビストに関連して起こることもありますし、また政府官庁の観点からも遭遇しております。例えば一例を挙げますと、特に政府省庁の関連で、ある程度その政府機関そのものをランク付けて、そういった作業を行わなければならないという場面があります。その場合に、そのある省庁の職員に対して、他の省庁よりもそちらの省庁のほうがランクの上からは低いんですよ、というような形で対応していかなくてはならないというのが問題になります。

以上が政府機関との関連で私どもが遭遇する問題の一例でありますけれども、今度はアーキビストそのものに関連する問題というのもございます。すなわち、アーキビストとしては、常に考え方がある程度変えていくという必要がございます。すなわち、ただ単に記録のみならず、いろいろな側面について、例えばあまり目に見ることができないような性格を持っているものに対しても配慮を行っていかなければならないところがあるわけです。例えば、政府と社会とがどのような

関連をお互いに持っているのか、どのように相互に反応しているのかということに関しましては、常にオーストラリアのみならず、多分カナダにおきましてもアーキビストに対して我々が教えていかなければならない点ではないかと思っております。

——（ウィルソン）付言させていただきますと、このアプローチに関してのアーキビストの訓練ということでも問題に直面することもございます。また私の論文の中にも書きましたけれども、省庁との協力の問題、そして省庁がきちんと遵守してくれるのかという問題に遭遇することもあります。法律とか規則とか様々な要件は存在しているんですけれども、必ずしも政府の行政機関、省庁がすべて喜んで協力してくれるわけではございません。また、省庁が我々はそれぞれの省庁が持っている記録の細部を見たいということを言っているのではなく、その特定の省あるいは庁を理解し、そしてその機能がどうであるか、記録の保持がどのようになされているのかということに関心があるのだということを知ってもらうことが必要なんです、それが必ずしもできていないという問題があります。

確かに我々は記録をみるということで、そこで記録を保持するための考え方、合理性をきちんと見つけていくということではできると思っています。スタッフの中には、非常に想像力に富んだ人もたくさんおりますので、「これは大変よい論文である」とか「これは大変よい本である」ということはすぐに気が付くんですけれども、しかしむしろ重要なのは、きちんと規律をもってやっていくということです。政府の機能の重要性ということに焦点をあてて行っていくことが重要であると思

ます。どこか曖昧なところに重要な記録が隠されているというようなこともあります。しかしながらその機能、きちんと文書化をし、記録管理システムにおいて維持していくことが、国としての知識をつくっていく上で極めて重要です。

——（スタッキー）ちょっと付け加えさせていただきますと、やはりもう一つの問題として考えられますのが、その我々がアーキビストに対して、対象となります評価・選別の対象となります文書が、作成されるすでに前の段階においてなんらかの評価・選別に関しての意思決定をするようにということを要請しているということも一言申し上げたいと思います。そしてその文書の作成者に対して、ともに共同し協力をしていくことによって、その作成の段階で、その文書がどのような重要性を当該文書が持つのかということ特定するという必要である、ということも彼らに伝えるようにしております。

——（司会）ここで再度お聞きしようと思うんですけど、そのマクロアプレザルについて、日本では理論の紹介はあったと思うんですが、具体的なやり方について、誰も日本では知らないという現状がございますので、お願いします。例えばこのやり方ですと、どの段階、つまりいつ、誰が、そのメンバーはどれくらいのチームとか人数なのか、そういう辺りも含めてそれぞれのお国でやられている状況を教えていただけたらと……。

——（ウィルソン）まずWebサイトをご覧くださいますと、このマクロ選別のプロセスに関する詳細情報が載っておりますので、ご覧いただきたいと思えます。簡単にご説明いたしますと、まず第1段階ですが、各省庁の協力がなによりも必要です。省庁は、その省庁が持っている記録、システムに関する全体的な評価・選別を行うことに関して、協力をする用意があるのか、省庁の協力が得られるのかという問題です。

次に、その選別を行うチームの数ですが、それは対象となる省庁の規模にもよります。そしてまた、その省庁全体に対してのマクロ評価・選別を行うのか、それともその省庁の中の主な機能のマクロ評価・選別を行うのかということによっても異なってまいります。場合によっては、私どものアーキビストが実際にその省庁に行き、例えば国防省とか外務省とかそういったところに駐在を



して選別を行うということもござります。そしてその省庁の記録保持チームと一緒に協力をして、作業するという事です。そうすることによって、その省庁の記録、システム、記録管理システムが、我々のもうすでに持っている文書と関連があるのかということ、また将来その省庁に関してはどのようにやっていくのかということの判断をしていくというやり方になります。

そして省庁の協力を得て、具体的にいつ何をするのかということ、複数年度にまたがる計画をつくります。そして2、3人のアーキビストからなるチームをその省庁に配属すると、その担当者というふうにするわけですね。そしてそのアーキビストたちがリサーチを行って、その当該省、あるいは庁がどのように機能しているのかということ、法律的な権限は何なのか、どのような機能があるのか、どのようなプログラムがあるのかということのリサーチを行います。そしてそのリサーチの結果に基づいて、仮説づくりを行います。何が重要なのか、何が重要ではないのかということの仮説をたてて、そして必要とあれば、その省庁に実際に行き、具体的な記録のサンプルをとってきて、その仮説が正しいかどうかの検証を行います。

そこでこのプロセスを通じて、私どものスタッフが、それぞれの担当当該省の記録担当、記録保持の担当の職員とコミュニケーションを密に行うということになります。そして、我々のスタッフとしてもその省庁がどのように機能しているのか、そしてその省庁の記録システムがどのように機能しているかということに関して、かなり満足のいく情報が得られるところまでくるわけです。そこで、そのシステムの選別を行うと、そして紙におとされた記録、あるいは電子的な記録、フィルム、ビデオ、そのほかの形での記録の評価・選別を行います。それは、省庁全体のドキュメント、記録システム全体に対して行うわけです。

このような分析プロセスを経た後で、アーキビストのチームが報告書を作成いたします。そこで評価・選別の判断に基づいた勧告も出すということになります。何を保持するのか、何は選択的な保持をするのか、何に関してはサンプル抽出にするのか、そして何に関しては保持をしないのかということ、その背後にある考え方とともに記します。これはかなり長い報告書になりまして、その省庁の機能ですとか法的な地位、そして必要とされる要件は何であるのかということ进行分析したものになりますし、そしてどのような記録を作成しているのかということも含まれたレポートになります。そしてその省庁の記録システムの中で、保持すべき要素は何であるのかということ特定いたします。ただそこで難しいのは、私が最初に公文書館に参りました時は、何百ページものそういった報告書があがってきましたが、それに関して私は、そういうものではなくもっと単純化された要約版で20ページくらいの報告書にして欲しいということを求めました。

それに関しては、公文書館のマネージャーがまず報告書の内容をチェックし、そしてマネージャーの次にディレクターに上がる、そして最後に私のところにきて私が承認をするということになります。その過程で、私に疑問があれば、それをアーキビストに直接聞く。そしてアーキビストのほうから、なぜこういった勧告になったのかということに関してのブリーフィングをしてもらおうということになります。そして「これでよし」ということになると、私がサインをして、承認をするということになります。そして私が承認をした

ものが、その当該省、庁のほうへ送られます。これが私ども図書館公文書館として歴史的な公文書の目的で何を保持したいかということを示している方向性であるということを示されるわけです。それ以外のものに関してどうするかということは省庁次第でして、その省庁が参考のためにあるいは行政的な仕事のために、ある一定期間その記録を保持したいというのであるならば、それはそれでOKです、大丈夫です。ただ我々としては、アーカイブズとして、歴史的にみて何を保存したいかという方向性を示すことになります。

非常にややこしい、詳細にわたるプロセスです。これに関しては、それぞれの省庁の機能に関するものですので、長期的な記録ということになります。以前は省庁の組織ごとにスケジューリングを行っていたんですけども、政府の組織というのはよく改正が、組織替えがございまして、そうなりますと処分権限も、その組織が変わってしまえばもはや適応されないと、古いものになってしまうということもあります。ですから組織とは独立した形で、機能ごとに、その組織内の機能ということでやるわけです。そうすることによって、組織の変更があっても、その機能に関してはそのプロセスはそのまま保持されるということで、もう1回やり直さなくてもすむわけです。評価・選別の報告書ですけども、これは、今度は、我々の説明責任の背景となる記録となります。そして来年、オンラインでその情報が公開されますので、我々が何の記録を保持するかということに関して、どのような決定、どのような形で決定にいたったのかということが、そのレポートをみれば分かるようになっております。

——（スタッキー）オーストラリアにおきましても、そのプロセスはある程度は類似しております。そしてご質問の中に、いつ、誰がという側面も含まれていたかと思えますけれども、このいつ、誰がという部分に関しましては、カナダとオーストラリアでは若干違いがあるように思われます。このマクロ選別といいますのは、我が国におきましては、いわば非常に広範な情報管理戦略の一部をなしているわけでありまして、特に、情報管理システムの開発とその改善という点に関しましては、金曜日のシンポジウムのお話の中でも、言及いたしました。

そしてその、いつという側面に関してですが、これは通常、電子媒体の形をとります新しい記録システムをある省庁が導入する、あるいは関わると決めた時というのが一つございます。その場合には、私どもとしましては、当該省庁に対して、その彼らの業務の包括的な分析を要請いたします。その一つの結果として出てまいりますのが、記録の処分に対しての権限、記録処分権限であります。

しかし最終的に、当該省庁にとりましてのメリットといたしましては、説明可能な文書管理のシステムを持つことができる、ということを強調しています。その結果として、どんな記録を作成するか、それがどのくらいの期間保持されるのか、そして最終的にどの記録を公文書館に移管するか、ということについて、検討が行われます。

もうひとつ、誰がという側面に関しましては、お答えといたしましては、アーカイブのスタッフ、そして当該省庁のスタッフが対象となるということになります。そしてその当該省庁の関係者に対しまして、アプレーザル、評価・選別に関しましての研修を、私どもで行ってまいります。そして私どもは、担当の省庁の職員に対しまして、記録処分の申請、また新たな記録管理システムの承認のためのフォーム、書式を渡します。そしてそれに記入してもらうことによりまして、私どもが求めている要件を満たすかどうか判断され、最終的に決定されていくわけです。

私どもがこういった作業に参画するのには、いわば二つのやり方があるわけですし、一つは省庁のほうから私どものほうにアプローチをしてきて、自分たちが新しい記録保持システムを構築し

たいと言ってくる場合。もう一つは、我々がそういった情報を、いわばこちらサイドからキャッチしてそれに基づいてこちらが行動をおこすというのが二つ目であります。例えば、その私どもの内閣府にあたる機関が、政府に関わるような形で新しい記録保持システムを構築したいということがこちらに情報として入ってきましたので、私どものほうからアプローチをいたしまして、お互いに連携をとりながら、目的達成のために参画をいたしました。

——（司会）少し違いが分かってきましたので、次の質問に移りたいのですが、ドクター・ウィルソンには記録処分権限管理システム、RDACシステム、これが今ちょっと話として出ましたので、その細かな情報については、我々もこれからアクセスできるようになるということでしょうか、またそのことは公文書館の説明責任、そういう理解でよろしいのでしょうか。

——（ウィルソン）はい、そうです。これは公文書館の説明責任の一環として行うものでございまして、もうすでに政府内部では電子的に公開している選別に関する勧告及び分析を、むこう12か月以内には一般の方々が見ることができるようにオンラインでWebにのせることになっております。

そしてこれが、記述システムとリンクされております。アーカイブスの記録においては、その記録は、その記録が作成されたその作成のコンテキストの中においてのみ初めて意味をもつということで、誰が、どういう理由で、いかにして作ったのか、そしてその記録の意味はどういうものかというコンテキストがあって初めて、その記録が意味を与えられるということになります。したがって、記録処分権限というのも、そういうコンテキストの中で見るわけですし、そのコンテキストの中で、100パーセント、記録全体のうち1～2パーセントの記録を保存していくということになります。

これらはファインディング・エイド・システムとリンクし、オンラインで情報が提供されるということになります。我々の記述目録に記載されているものがなぜ保存され、なぜ残りの99～98パーセントに関しては処分をすることを許可したのかという評価・選別の考え方、背後にある理由ということに関しても説明することになります。そう



することで、一般の国民がこのアーカイブスのプロセスを理解し、そして全部の記録を保存することは不可能であると、一部分しか保存できないということに関しても、理解していただくことができるようになります。

スタッキーさんと私の共通の友人であり、同僚であるテリー・クック氏は彼の出版物の中で次のように言っております。「アーカイブスの選別のプロセスは、記憶を形成する過程の一部分である。そしてその意思決定に関して、我々は説明責任を負っている」と言っています。ですから、あるものは保存し、あるものは保存しないという公文書館としての決定を、説明しそして見せていくことが必要であるし、目に見えるような形にしていかななくてはならない。そしてその決定自体が記録の一部分であるし、その記録のコンテキストも保存されなくてはならない、と言っています。

——（中島）コンテキストに関する情報ということも、国のアーカイブにおけるクリエイション、創造および選別だということだと思いますけれども、そういった詳細情報というのも、RDACシステム、記録処分権限管理システムの中で入手されるということになるのでしょうか。そしてそれに関して詳細の情報というのも国として永久に保存されるということになるのでしょうか。

——（ウィルソン）これは保存される記録のコンテキスト情報の一部分であると考えております。したがってその記録が保存されるのと同じだけの期間、保存されなくてはなりません、そのコンテキストの情報に関しても。それらはクリエイションそのものではありませんが、アーカイブス記録のクリエイションの一部であります。したがって、その情報を利用する人に対して、残りの99パーセントではなく、この1パーセントがなぜ保存されたのかということに関しても説明されなくてはなりません。

——（中島）スタッキー先生が、先ほどこのマクロアプレザルについて、カナダとオーストラリアで若干の違いがあるというお話をされましたけれど、私の質問として次に伺いたいのは、このマクロ評価と、オーストラリアのAS4390あるいはISO15489の間の、主要な相違点というのは何でしょうかということです。

——（スタッキー）まずこのマクロ選別の違いと

いうことに関してましては、双方でそれほど大きな違いはないと考えております。ウィルソン博士がお書きになったペーパー、これはアーカイブの選別ガイドラインについてですが、それと私がペーパーの中で説明しておりますガイドラインとは、大きな違いはありません。

その両者の違いとして考えられますのは、どのように我々が選別を行うかではなくて、いつその選別を行うかということではないでしょうか。私もオーストラリアにおきましては、こういった決定を行うのは、政府が新しい記録保持システムを導入する時、あるいは記録が何らかの危機に瀕した場合、ほとんどそういった状況においてそういった決断をするということを決めました。

——（司会）中島さん、それでいいですか。

——（中島）ありがとうございます。

——（菊池）お二人の講師におたずねをしたいと思います。マクロアプレザルの関係ですが、国家が果たす機能というのは様々あります。マクロアプレザルがいずれにしてもファンクションというところに着目をして、レコードも選別をしていくということですが、ファンクションの重要性というのは、時代によって、あるいは突如として変わったりすることがあります。今までほとんど社会で問題にならなかったような国家のファンクション、特定の機能について、突如として非常に大きな焦点、ウエイトが与えられる、そういう場合のレコードの取り方というのはどういう形になるのでしょうか。そもそもあまり重要性を認めていなかったがゆえに、先行するような記録というのがほとんどないのかも知れない。突如として大きな爆発みたいな形のものが起こってくる。それはまた、ファンクションというものが、ある程度の時間的な経過でもって、今度は収束してしまうかもしれない。ある時だけ突如としてレコードが残るというようなことがあり得るのでしょうか。なぜおたずねしているかということ、公務員は自分のやっていることというのは大体重要なことだとか考えたがるものですから、記録をいつまでも保存しろということ、そうすると、せっかく1パーセントか2パーセントに絞って90数パーセントはディスプレイするというものになっても、気がついてみたら、20パーセントくらいはみんな保存しなくてはならなくなっているというようなことに

ならないかどうかということです。

——（スタッキー）20パーセントということはまずないかと思いますが。20パーセントを保持するというような予算は、どこの政府も与えてくれないと思います。



しかしながら、マクロアブレーザルという概念自体、まだ比較的新しいものであります。と申しましても、オーストラリアにおきましては、私ども、ある程度定期的なサイクルで、そういった機能選別の見直しを必要があるのではないかと認識し始めてもおります。

昼食の時に、公文書館の職員の方、二方とお話をしておりました時ちょっと述べさせていただいたのですけれども、その年を追うごとに、ある機能に対しての重要性に対して、どれくらいの政府の予算がはり付けられるのかということが、一つポイントとなるというお話をいたしました。

そしていわば日常のレベルにおきましては、政府が何を重要視しているのかということについては、ある程度我々は認識をもつことができるわけでありまして、何か一時、危機が起こった場合に、例えばイラク派兵というようなことが起こった場合には、もちろん我々としては

当該情報、あるいは文書を保持するということになるわけですが、いわゆるより長いスパンで見ました時の趨勢、トレンドということに関しましては、ある程度我々としては把握することができると思います。また、昼食の時にちょっと申し上げた例等を引かせていただきますと、1980年代以降、私どもは非常に環境に対して関心をもち、それを重要視するに至ったわけでありまして、それに関しては関連記録を保持するということが現在行われているわけです。通常は、大きな社会変化というのは比較的ゆっくりと徐々に起こってくると思います。

——（ウィルソン）オーストラリアとカナダで、少しニュアンスの違いがあるのかもしれませんが、我々は法的な裏付けをもって確立をされ、そして資金の付いている政府の機能の中で文書化をしないものがあるということは、決して言うておりません。どの機能に関しても、その鍵となる中心的な文書はあるわけですので、それにはもちろん注目を払っております。法的な基盤があり、そして実質的な基盤のあるものであれば、何らかの記録があることは確かなんです。しかしながらその特定の機能が、突然大きくなるということになって、例えば突然、環境であれ、安全保障分野であれ、そのほかの分野であれ、ある特定の機能に対して1万の人員の増加が、人員の配分が多くなるというようなことになれば、それに対応した形でそのファンクションにおける記録も増えていくでありましょうから、その分を反映した形での記録を我々も収集してまいります。

それからまた我々は、政府を通じて、システムティックに体系的な形で政府全体に関しての機能、評価・選別、処分権限を付与しているということでもあります。ですから、我々としては全政府的に見ていこうというのが目的なんですけれども、しかしまだ、道半ばといったところです。

もう一つ、私どもRDACシステム、記録処分権限管理システムをオンラインで提供するのとはなぜかということですが、これは我々がそうすることによって、他の国々に対しても同じような種類の記録をどのように扱っているかということで、同じような記録の扱いに関して、他の国にも同じような試みをしてもらうことができると考えるからです。各国政府というのは大体同じような種類

の情報、記録を持ってまして、外交とか防衛・国防とか環境とかそのほかいろんな分野に関しての記録を保存しているわけです。でもそういった同じような種類の記録を、各国がどのように扱っているかということに関して比較したような意味のある国際研究というのを、私は目にしたことがありません。ちょうどスタッキーさんと、今回在日中お話をしていたんですけど、例えばカナダとオーストラリアの二つの国を見てみると、人口的にはカナダのほうが大きく3千3百万人位いる。それに対してオーストラリアは2千万人位です。そして歴史は違うんですけども、かなり似たような国であります。しかしながら、公文書館が所蔵する政府の記録の量ということで見ますと、カナダの場合には130キロメートル分くらいの記録、オーストラリアの場合には350キロメートル分くらい、直線の距離にして、そのくらいの記録が保存されている。なぜこういった違いが出てきたかということに関して研究をするのは興味深いことではないでしょうか。

——（スタッキー）カナダが正しくて、オーストラリアが間違っているのでしょうか（笑）。

——（ウィルソン）この点はちゃんと記録して下さっているのでしょうか（笑）。

——（司会）マクロアブレザルに関して、まだ質問がありますか。細かい点でまだ二つくらいどうでしょうか。では、ウィルソンさんに、カナダでは公文書以外の私文書を集めるということはどうにされていますか。スタッキーさんには人的リソース、アーキビストとかですかね、そういった部分のことで教えてください。

——（ウィルソン）民間分野というのは巨大なものでございまして、カナダでは1870年代に国立公文書館が設立されて以来、ずっと取り組んでまいりました。カナダというのは歴史の浅い国でありまして、植民地であったという歴史を持っている国でございまして。したがって私の前任者の国立公文書館長たちは、公共の官の情報と、民の情報、全体、どちらもの文書をいろいろなメディアのものを集めることが重要である、そしてそういった記録を使うことによって、歴史の浅い国の歴史をきちんと文書化していくことが重要であるというふうに考えてまいりました。

戦略といたしましては、我々は政府の側のほう

の情報と同じような考え方を民間の情報に関してもとっております。社会の中で、こういった幅広い機能が果たされているのか、何がドキュメント化、文書化されるべきであるのか、そしてカナダという国の多様性、カナダの多文化という性格をどのようにして反映していくのか、国としての経験、社会における女性の経験、子どもたちの経験、そういったものをどのように文書化していくのかということです。あらゆる形でのメディアを使って表されたドキュメント、個人の書簡から日記、写真、映画、放送されたもの、地図、建築の図面、切手、また有名人、また無名人たちの個人の書類、また総理大臣から普通の日々の生活の記録をしていた個人の記録にいたるまで、そういったものをどのように文書化していくかということを考えてまいりました。

またシステムティックに体系だった形で収集をすることができる分野もあります。例えばカナダ政府は、フューチャーものの映画とかテレビ番組に関して資金の提供をしております。ごく最近、協定が結ばれて、政府からの補助金がそういった制作に対して出される条件として、映画なりテレビの制作に関して、その完成品、作られた作品の2部、コピー2部をカナダ国立図書館公文書館のほうに拠出する、寄贈するということが合意が結ばれました。またほかの分野においては、私どものアーキビストが非常に積極的に、ボランティア組織ですとか、企業とか、あるいは個人、有名人などにアプローチをして、それらの組織や個人が所蔵しているペーパー、書類などを寄贈してくれということをお願いするということがございます。ほんの1週間か10日ほど前に、昨年12月に退任いたしましたクレティエン首相との間で合意が結ばれて、クレティエン首相の政治的なキャリアで持っていた個人的な書類に関して、図書館公文書館に対して寄贈してくれるということで合意を得ることができました。そういった形で寄贈していただくもののほかに、私どもが買うものもございまして。例えば2年程前に、イングランドで4千点程の1700年代、1800年代、1900年代の、写真がまだ登場する前のカナダの人々の生活とか活動とかを描いた水彩画を買うことができました。4千点程のカナダの人々に関する、非常にオリジナルな絵画の作品です。そういったものを買

うということで、政府予算でカナダドル6百万ドルがつかまして、そこで買った4千点の絵画をカナダに持ち帰りました。

最後になりますが、我が国にはそのほかにもいろいろな公文書館がございます。大学の公文書館、教会が持っているもの、市町村の公文書館、場合によっては企業や銀行がアーカイブを持っているという例もございます、全体で500ほどの公文書館がございます。そういった500の国内の公文書館と協力をいたしまして、そういったところと一体となって、全体としてのカナダの文書化されたあるいはそういう記録に残された遺産を保存していこうという努力をしているわけです。そういった活動のために、私どもも補助金を出しております、そういった地方の公文書館の資料保存活動に対して、またファインディング・エイドや資料をデジタル化しオンラインで提供するプロジェクトに対して、何百万カナダドル相当もの資金を出しております。カナダでのアーカイブの遺産というのは、一つの公文書館がやるということではなく、500にもものぼる公文書館が一体となって、共通の遺産の保存をしていこうと、そこで我々がそこでの主導役を果たし、他の公文書館のサポートをしていこうという取り組みをしています。——(スタッキー)アーキビストそして人的資源についてのご質問であります。私自身このアーカイブスの仕事に過去30年ほど携わってまいりましたけれど、この私の仕事の中で一つとても気に入っている点というのは、アーカイブスといいますが、その中に非常に数多くの職業、領域があるということでございます。

アーキビストと申しましても、保存に携わる修復家、いろいろな展示会の企画・立案をする人、ものを書く人、あるいはレファレンスに関連する作業をする人、というように非常に領域が多岐にわたっております。

3、4年ほど前に、オーストラリアである学者がアーキビストという職業に携わっている人たちのいわば性格の分析をしました。その結果、非常に興味深いことが示されております。つまりアーキビストというのは、一般的に言って、秘密が好きな人、秘密をキープしておくのが好きな人、あるいは自分で静かにしているという意味の秘密も入っているかと思いますが、非常にシークレット

を好むという性格があるということ、そしてまた、いろいろな分類をして整理をすることが好きであるということが、この結果で分かっております。

アーキビストは、ちょっと変わった人たちが多いのかもしれませんが。

そして、この現在のアーカイブスということになりますと、非常に新しいタイプの人材を必要としていると、私は考えます。変化が起こっているからです。だからこそ、この時点で、この時代にアーカイブスに携わっているというのは、非常に私にとってもエキサイティングなことではないかと考えるわけです。すでにマクロアプレザルについていろいろお話をいたしました、このある時点で、社会が何を重要だと考えているのかということに基づいて、いろいろな評価・選別を行っていくというのは、とりもなおさず、知的なそして社会のいろいろなことに関心のある人でなければ決してできない作業であります。

我々は公文書館において、常に歴史に造詣の深い人を必要とするであります。そして同時に箱などにいろいろなものを整理していく分類に長けた人も人材として必要でしょう。しかしながら同時に、弁護士であるとか社会学者、コンピュータに対して非常に深い理解を示している、コンピュータで何ができるかについての造詣の深い人、こういった人々もこれからますますアーカイブスにとって必要になってくると考えます。

一つ非常にエキサイティングだと私が考えますアーカイブスを取り巻く状況といたしましては、例えば政府で仕事をしていたITの分野に強い人が、アーカイブスにきて仕事をしたいということになってこちらで働き始めた例があるということでもあります。特に、電子媒体の記録を対象にこういった人たちが仕事をしていく場面が多くなっていくかと思えますけれども、こういったITの情報科学、情報技術の知識・背景を持ちながら、同時に整理・分類もするというので、こういった人たちは我々に大きな貢献をしてくれるのではないかと思います。ですから、ただ単に近代的な側面のみならず歴史的な側面も持っている、逆に言えば、歴史的な側面のみならずモダンな側面も兼ね備えた人材がますますアーカイブスにやってくるということ、非常に好ましい傾向であると考えます。



——（司会）大分、評価・選別の話がずっと続きましたので、残った時間に、皆さんからお出しただいたいくつもの質問をお願いしたいと思います。一つは、カナダ、オーストラリアの地方公文書館、館長にはどんな権限があるのか、あるいは公文書館は必ず置かれなければならないと義務付けられているのでしょうか、についてお願いします。

——（スタッキー）金曜日のシンポジウムの時にも、申し上げましたけれども、オーストラリア、カナダは両方とも、アメリカ合衆国のように連邦制度をとっております。中央政府があって、我々の場合にはステイト、カナダの場合にはプロヴィンスという形で地方自治体があるという旨の言及がありました。オーストラリアの場合には、地方自治体そしてさらに小さな町などがその下にあるわけでありまして、州が自らの公文書館を持つことが義務付けられているわけではありません。しかしながら、事実、各州には公文書館が存在しております。そして全てのそういった州におきましては、州のレベルの公文書館が、さらに下の地方自治体の記録についても決定を行う権限を持っております。したがって、その地方におきまして何が保存され何が廃棄されるのかについては、州立公文書館長がその権限を有している、ということでございます。

——（ウィルソン）カナダに関して申し上げますと、市町村を司るのは連邦政府ではなく、州政府の権限のもとに置かれております、法律的に申し上げます。カナダの10の州はそれぞれ法律のもとに、異なった記録保持の要件を持っているわけです。ケベック州の場合は非常にフランスの伝統

が濃いということで、フランス法の影響を非常に強く受けておりまして、非常に強い規定がございます。公的な資金の入っているところにおいては、公文書館を持つことが必要である、公的な予算を受けている機関に関してはアーカイブを持たなくてはならないという規定があるわけです。そしてモントリオール大学はアーカイバル・スタディということでは非常に充実したアーカイブスのコースを持っております。ほかの州の場合はもう少し、権限は市町村のレベルに委ねられて、裁量権は市町村に与えられているところもある、という状況です。

市町村のレベルですが、モントリオール、トロント、バンクーバーのような大都市の場合には非常に近代的な大きな公文書館を持っておりまして、機能的な形でよい記録保存のプログラムを持っております。もう少し小さな市町村の場合には、市町村が大学の公文書館や州の公文書館と契約を結んでおりまして、アーカイブスのサービスはそういった州や大学の公文書館から買っている、委託で買っているという形になっております。私が最初にアーキビストとしての仕事を始めましたのは、非常に歴史のある古い町であるキングストンのクイーンズ大学の公文書館でした。その当時、キングストンの町の市役所の地下に、非常に多くの記録が十分な手当てもされぬまま眠っているということが分かりまして、そこで大学に公文書館を作って、私はそこにアーキビストとして雇われました。その当時、市のほうからは、年にたった1ドルしか給与はもらっていませんでした。大学のほうがもう少し給金を払ってくれたので助かりました。それでも市からの給料が5ドル分未払いになっています。

——（司会）皆さんからの質問をもう一つだけ。ウィルソンさん、図書館と公文書館が一緒になったこと、良かったこと、それから何かご心配あるいは問題と考えられていることがもしあったら教えてください。日本では、入口が一つで入っていくと図書館と公文書館に別れているというところが少しありまして、図書館のほうが有名なものですから、アーカイブの人たちが心配をしています。この点をお願いします。この後にお二人からの皆さんへの最後、お言葉を一つずついただくということにしたいと思います。

——（ウィルソン） どうもこの私どもの場合の国立図書館と国立公文書館が統合されるという、非常にラディカルなステップをとったということに皆さんご関心がおありのようなのですけれども、実際にはこれは、カナダの現実を反映しての動きということでございまして、必ずしも同じことが他の国にまったく当てはまるということではございません。ただカナダの場合には30年から40年前くらいからずっと図書館と公文書館が同じ建物の中に入っておりましたし、同じ管理サービスを共有していたわけです。その当時の国立図書館長と公文書館長だった私とが話をしまして、「我々は同じ建物に入っているんじゃないか。それなのに研究者は、図書館の側と公文書館の側と2回も重複をして登録をしなくてはならない、これをどうやって首相に説明できるんだろう」というような話をしておりました。中にはそんな統合することじゃなくても解決できるんじゃないかということをおっしゃった方もいらっしゃいまして、それはその通りなんですけれども、しかしながらこの統合ということは非常に象徴的なことだったと思います。図書館と公文書館がいずれも、どうも専門職である我々のために運用されていた、非常に内向きであった。それは、一般国民、納税者、国民のほうを向いていなかったということの象徴だったんじゃないかと思います。30年、40年間にわたって、非常に内向きな二つの機関であったのです。お互いがお互いをライバル視して、予算をめぐっても資源をめぐっても施設をめぐっても、お互いにライバル関係にあった。しかしそうではないのだ、お互いに共通の利益があるのだということを考えるようになり、そろそろ統合するのに機が熟した、ということであったと思います。

この2年間ほどの間、国立図書館長と公文書館長の私とが、職員に対して言ってきたことで一番ラディカルだったことは、我々の組織というのは国民のために存在するのだ、我々専門職のために存在するのではないんだ、そして我々の専門職はその組織を通じて国民に対して奉仕をする、サービスを提供することが重要なんだ、といったことだったと思います。

そこでこの二つの専門職、二つの異なった機関が統合するに至ったわけですが、そこでの焦点は、二つの機関での共通の価値観ということで



あったと思います。図書館には図書館の方針があり、やり方がある、そして公文書館には公文書館の方針があり、やり方があるということで、詳細に関しては詰めなくてはいけなかったのですが、それでも我々はサービスを提供するんだということで、共通の部分があるわけです。そしてこのサービスというのは、国にとっても非常に重要性のある、関連性のあることであるということが、共通の立場だったわけです。二つの機関の間にはとてもよいバランス関係がありまして、公文書館のほうはその焦点が資料保存にあるということで、保存するためには非常に優れた建物がすでにございました。そして図書館のほうは公共サービスということに軸足を置いておりますので、もうすでに3千もの公立図書館のネットワークをきちんと持っていて、素晴らしいネットワークを擁している。だから我々が保存している非常にユニークなコレクションがあり、それを電子的な形で、あるいはマイクロフィルムで、あるいはコピーの形で、3千の公立図書館のネットワークを通じて、一般国民に提供するためにはどうしたらいいんだということを考えたわけです。

そこで一つにはサービスを国民に提供すること、そして我々の持っている収蔵物、コレクションを一般市民に公開するということでした。そしてもう一つは、保存の方法ですとか技術の収斂、そして分野、ディスプレイの収斂ということだったと思います。もうすでに一般市民のアクセスですとか、一般市民に対して公開するというための技術は存在しておりまして、二つのWebサイトを統合いたしまして、何百万ページにもわたる情報がWebサイト、共通のWebサイトを通じ

て提供されております。利用する国民の側からみれば、アクセスしているのが、公文書館の側のWebであろうと、図書館の側のWebであろうと気にしないわけです。あるいはそれが博物館であっても、美術ギャラリーであったとしても、そんなことは見る側としては関係ない。あくまでもその資料にあるいは本物のものにアクセスできればそれでよいわけなんです。そのアクセスを可能にする技術はすでに存在しておりました。問題は技術の保存ということです。電子出版物、Webサイト、Eメールシステム、ドキュメントマネジメントシステム、そういったものについての保存ということなんです。しかしこれに関しても類似した技術があるということで、そこで技術に多額の投資は必要でありましたけれども、それでも二つを統合したほうがよいのではないかと、統合することによって、情報のプロフェッショナルとしては、クリティカル・マッス（1つの重要な大規模機関）に達することができるのではないかと、そしてより目に見える形で、より信頼性の高い形で自らを提示することができるのではないかと考えました。懸念ということですが、確かに躊躇の面もなかったわけではないんですけれども、そういった躊躇、問題よりも、ベネフィット、メリットのほうがはるかに上回るものでした。

——（司会）日本のアーキビストにひと言ずつ、メッセージをお願いしようと思います。

——（スタッキー）もし機会が与えられれば、この評価・選別について、私はたとえ1週間でもお話をすることができたであります。私のペーパーの中に記しましたように、アーキビストにとってこれは最も重要なテーマの一つでもございます。

この評価・選別でありますけれども、ペーパーの中で、そして今日のお話の中でも、ウィルソン博士と私が言及してまいりましたように、これはとりもなおさず、情報を我々の世代から次の世代への送っていくということ、残していくということにあります。

我々が何であるのか、そして何を我々が重要視したのかを、次の世代に伝える、そして保存していくためにどうしたらよいのかというのが一つの命題です。

そしてこれは、きちんと組織だって、説明責任

のあるアカウントブルな、そして独立した形のアーキビストによる意思決定によって行われる、達成することができるものです。

そして、オーストラリアと国際標準は、両方とも次のようなことをその趣旨として言うております。すなわち、何が重要であるかということについて、保存していくための記録を扱っていくには、ステークホルダー、その利害関係者と話をして共同していくことが必要であるということでありませう。と申しまして、これはステークホルダーがその意思決定をしたという意味ではありません。

そしてこの意思決定を行うという役割は、我々アーキビストについてのみ付与された役割であります。歴史家に対しても、また政治家あるいは官僚に対して、あるいは家族の歴史を専攻とする研究者に対して役割は与えられたものではなく、あくまでもアーキビストが果たすべき役割として社会が我々にもたらしたものです。

それぞれの社会は、それぞれに固有なユニークな存在であり、また日本も非常にユニークな社会としての存在であります。といった意味で、日本におかれましては日本のやり方で、そういった問題に光をあてていらっしゃる必要があるであります。

オーストラリアでは、私どもなりのやり方を模索してやってまいりました。そして過ちもおかしてきました。どういった過ちをおかしたかということについて、経験として皆さまにお話しすることは、喜んで我々としてはやろうと思っております。しかし何を日本としてすべきかを、直接こうだという形でお話しするわけにはいかないわけです。日本には日本の立場があるからです。

今回、皆さま方からいろいろと学ばせていただくことができたこの機会を与您ていただきました菊池館長に、今回私どもをお招きいただきましたことに心から感謝申し上げたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

——（ウィルソン）私もスタッキーさんがおっしゃったことのいくつかの点に関して同じような考えを申し述べることになるかと思いますが、まず皆さまに気をつけていただきたいということで、私どもがお話をいたしましたことは、カナダなりオーストラリアなりに、それぞれの国の固有の理由によって発展してきた我々のアプローチについ

てお話をさせていただいたわけで、我々の状況がどういふ理由でそのような制度を発展させてきたかということをお聞きいただき、それが必要だとは思いますが、しかしながら皆さまのお取りになるアプローチということは、日本の状況に合った形で考えていらっしゃるわけではありません。なぜならば、日本と我々の国の場合には、状況がまったく違っているからです。カナダの場合には非常に長いこと確立されてきた国立公文書館が存在しており、それが権限と法律のもとに機能してきたわけですから。長いことかかってこのように発展してきたということです。ですから、皆さまの場合にはその過程を、やはりそれなりに築いていかなければなりません。

お話をうかがっているところでは、日本の場合には、我々と異なったモデル、我々のモデルを超えたところで何かモデルを構築させるチャンスがあるのではないかと気がいたしております。日本の場合には、政府のいろいろな部門にアーカイブスの記録が分散している、国会にあるものもあれば、省庁にあるものもある。そして場合によっては、非常に古い記録が寺院に存在しているということもあると聞いております。そうなりますと、ここで何か新しいモデルが出てくるという可能性はないでしょうか。非常に独立した様々な機関をネットワークで結んで、そこで国立公文書館が指導的な役割を果たされるというのはいかがでしょうか。皆さまの場合には、公文書館に対するビジョンを持っていらっしゃる、また保存に関して、また公共の一般の国民からのアクセスということに対してもビジョンを持っていらっしゃる。ただ必ずしもそのやり方としては、国立公文書館が中央集散的なカナダと同じような役割を果たさなくてもよろしいのかもしれませんが。国立公文書館が大きなリーダーシップの役割を果たす、アドボカシーの役割を果たされると。そして記録に関しての一つの重要な役割を果たされるけれども、しかしモデルとしては違ったものを構築するということが充分可能性としては考えられると思っております。

金曜日に申し上げましたけれども、ここに本当の目的があると思っております。ここに記録の力、パワー・オブ・レコードというものがあります。社会の記録、それは記憶でもあり、そして人権でもあ

り、公的な政府でもあり、主権でもある。我々は何であるか。アイデンティティーでもある、非常に強力な力なのです。これこそが記録の力であると思っております。これが、皆さまがアーカイブスに関わる問題に対応し、課題に立ち向かい、努力をする上で力を与えてくれるものではないかと思っております。

最後に、締めとして一つ、引用をさせていただきたいと思っております。1888年に、ですから今から115年ほど前ですが、私の古い前任者がアメリカに招かれてまいりました。カナダの場合には1872年にすでに国立公文書館が設立されました。アメリカの場合には1934年になってからできたということなんですけれども、そこでアメリカの歴史家たちが我が国の国立公文書の館長を招きまして話してくれといったわけですから。この館長はビジョンについて語りました。公表されている情報、また公表されていない情報、民間の手にあるもの、公共の情報、そういった文書化された情報に関してのビジョンを滔々と語りました。ちょうど、今の国立図書館公文書館がやっているのと同じような形でビジョンを語ったわけですから。当時彼は地下の3室しかないところで働いていたわけですが、非常に大きなビジョンを語り、これはまだまだ夢かもしれないけれども、でも少なくとも非常に高貴な夢であるということをおっしゃったという言葉があります。心も体も非常に大変な時に、私は常にこの言葉を思い起こします。

これが記録の力です。そして記録は非常に未来永劫にわたる永続性を持つものです。ちょうど京都の龍安寺の石庭が人災、天災を乗り越え、何世代にもわたって生き延びてきたのと同じように、ちょうど記録というのでも龍安寺の石と同じくらい未来永劫に残るものでありましょ。だからこそ、我々としてはきちんと維持をし、充分に守っていかなくてはならないのです。

以上をもちまして、私のコメントを終わらせていただきたいと思います。菊池館長、そしてご参会の皆さまに対して、お時間を頂戴し、ご静聴いただきましたことに感謝を申し上げます。私も皆さまから非常に多くを学ぶことができました。楽しい、そして知的な刺激に満ちた素晴らしい滞在でございました。どうもありがとうございました。



——（司会）ウィルソンさん、スタッキーさん、そして通訳をしていただきましたお二人の方を含めて4名の方に最後、もう一度拍手をお送りしたいと思います。

——最後に大濱理事から、総論および閉講の挨拶をお願いいたします。

——（大濱）お二人の先生、ありがとうございます。通訳の方、ご苦労様でした。最後に大変に感銘深い講義を聞くことが出来ました。「記録の力」ということです。記録は政府であり、人権でありということを言われました。ここに私たちが日本のアーカイブスを作っていく上での大きな示唆と励ましがあるように思います。記録が力であるということは、国家にしる、それぞれの社会にしる、それぞれの組織にしる、どういう記録を残すかということはまさにアーキビストが決めるべき意思決定を握っているという意味で、大変重要なことです。日本の場合は、長いこと、「アーキビストは歴史研究者のはしため」だという言い方がされてきました。そうではなくて、まさにアーキビストが次につながる社会を、歴史をつくる。そういう点で言えば、この記録の力ということ、一つ私たち、肝に銘じながら日本にアーカイブスを創造していきたいものです。その際、カナダやオーストラリアを始め、諸外国のアーカイブスの営みに目をつけ、「隣の庭」はいいなと思ってそれを真似ていくだけであれば、結局竜安寺にもならないし、枯れた箱庭になるだけでしょうから、私たちの国、日本という大地を見つめながらアーカイブスというものをどうつくるかということをお互いに考えていきたいと思えます。それからもう一つ。アーキビストの研究とは何かという問題で

す。よく資料論とか何かと言いますが、今回お二人が説かれたことは、残すべき記録を選別する上で、それぞれの抱えている組織のあり方、営み、その機能をどう理解するかということがいかに重要かということです。そのためには、それぞれの組織がかかっている戦略と政略というものを、どの程度アーキビストが理解しているか。そこに提示された政略をどのように、次につなげていくかということに、アーキビストとしていかにかわれるかということになります。今回提示された評価・選別への目は、アーカイブスが単なる「貯蔵庫」ではなく、明日を創る器であることを示しています。先日のシンポジウム、そして今日の討論会をとおり、緻密な講義を受けることができたことを大変嬉しく思います。どうもありがとうございました。もう一度皆さんで感謝の拍手をして終わりたいと思います。

レセプション 2004年11月12日



【来賓挨拶】



福田康夫前内閣官房長官
公文書館制度強化推進議員連盟(仮称)呼びかけ人代表



日本学術会議会員・日歴協国立公文書館特別
委員会委員長外園豊基氏(早稲田大学教授)



内閣府懇談会座長代理 後藤 仁氏
(神奈川大学教授)



日本アーカイブズ学会副会長 高橋 実氏
(人間文化研究機構国文学研究資料館教授)